

美術商間の絵画売買において真筆と保証された目的物が後に贋作と判明した場合に要素の錯誤が肯定され、両者とも真筆であると誤信していたので民法九五条但書は不適用とされた事例

東京地判平成一四年三月八日判時一八〇〇号六四頁

山口 裕博

〔事実〕 原告(X)と被告(Y)はともに画商であり、Xは平成九年一〇月、Yからフランス一九世紀の画家ギユスタブ・モロー(以下、モローという。)作とされる「ガニメディアの略奪」と題する本件絵画一点を、三〇五〇万円にて購入し、代金の支払いを行ったが、その後、本件絵画は偽作であり、真作は別に存在することが判明した。このため、Xは本件絵画が真作であることは本件契約の要素であり、それが動機の錯誤であるとしても、表示がなされており、また契約締結の際にYは真作であると述べ、それを前提にして本件絵画を購入したのであるから、本件売買契約は要素の錯誤により無効であると主張し、不当利得返還請求として、売買代金のうちYから返還を受けた三五〇万円を控除した残金二七〇〇万円の支払を求めて訴えた。

〔判旨〕 (一) 本件絵画が真作であることは、契約の要素であるかについて。

「Y 代表者は、本件絵画について、カタログレゾネに出ているといつて、コピーの該当個所を示したこと、同カタログレゾネには、本件絵画の来歴について、一九七一年にオークションで落札されたことまでしか記載がないが、Y 代表者は、本件絵画は、数年前に日本人がオークションで落札したものであると来歴について補足して説明していること、X は、鑑定書の有無を確認したこと、売買契約書には、本件絵画の特定方法として、作者、題名、制作年等カタログレゾネのデータと同じ記載がされていることを総合すると、Y 代表者は、本件売買契約の目的物である本件絵画について、モローの『ガニメデスの略奪』という題名の絵画の真筆であると表示したものと見るのが相当であり、X は、本件絵画がモローの真作である旨の表示があることを認識していたものと見るのが相当である。

・ ・ ・ 本件絵画の売買代金額は、当初 Y が三六〇〇万円を提示し、これに対して、X が三〇万ドル位で購入すると申し入れし、結局三〇五〇万円に決まったこと、実際に、平成一〇年にロンドンのクリスティーズで落札された真作の絵画の落札価格は、一八万八五〇〇ポンド(約三七〇〇万円)であったことに加えて、X 及び Y 代表者は、双方ともに仮に本件絵画がよくなった模造品だとして買う場合の価格について、ゼロに近いと思う旨の供述をしていることに照らして鑑みると、三〇五〇万円という本件売買契約の代金額は、本件絵画が真作である場合の価格の範囲内であり、このような高額な価格は本件絵画が真作であることを前提として考えられる。

これらの事実には、X も Y も画商であり、X がフランスの顧客に売却することを前提に本件絵画を購入することは、Y も認識していたこと、双方の代表者とも二〇年近くにわたって美術品の販売等に携わってきた経験を有すること等の事実を総合すると、本件売買契約においては、売主である Y は、本件絵画が真作であることを表示し、X は、本件

絵画が真作である旨の表示があると信じたからこそ契約締結に及んだものというべきであり、本件絵画が真作であることは、本件売買契約の重要な要素であるというべきである。

そうすると、Xには本件売買契約の要素についての錯誤(民法九五条)があったというのが相当である。」

(2) Xに重過失はあったかについて。

「本件においては、Y自身が本件絵画が贋作であることを疑っていなかったと供述していることから明らかのように、買主であるXと売主であるYの双方が錯誤に陥って本件売買契約の締結をしたものであるが、このような場合には、契約を有効なものとして保護すべき利益がYにあるとはいえないから、民法九五条但書は適用されないと解するのが相当である。」

「なお、Xの重過失の有無についても検討すると、・・・Xは、画商であるYからこれを購入したものであり、本件売買契約に至る過程では、Yからカタログレゾネに記載された以降の来歴についても、日本人がオークションで落札した旨の説明があったほか、Xは、鑑定書の有無についても問い資したというのであり、真作を前提とする絵画取引において通常なされるような合理的な確認はなされているというべきである。そして、・・・本件絵画は、結果的に、モローの第一人者ともいえるべきマチューラによって、詳細な調査をしたうえで贋作と判断されたもので、・・・非常に精巧に作られた真作の複製品であり、・・・一見して明らかに贋作と判明するような作品ではなかったものということができる。そうすると、Xがフランス絵画の取引の経験を有する画商であることを考慮に入れたとしても、Xに、予めモローの第一人者であるマチューの鑑定をとるなどしてさらに調査を尽くすべき義務があったというのは相当ではないから、Xに重過失があったということもできない。」

〔評釈〕 一 真作であるとの保証の下に行われた高額な美術品取引において、後に目的物が贋作であることが判明することはこれまでも屢々発生しており、社会問題にまで発展することも珍しいことではない¹⁾。美術市場の誕生と共に贋作の製作は活発化して今日に至っており、実際の美術品取引においては、かなりの割合で贋作が紛れ込んでおり、高度の眼識を有している者を擁していると思われる美術館においても、時として贋作購入の被害者となることがある²⁾とされる。同種の問題は、高額な古い楽器、特にバイオリンの取引においても発生しており、贋作製作が職業として成り立ちうるだけの取引市場が存在する限り、美術品と楽器に関する贋作の問題は絶えず発生することになる。贋作製作・取引は法的に禁じられているが、それを完全に法的に規制することは困難であり、さらに一旦取引の目的物とされると、個性的な商品であり、評価の際には当事者の主観的な要素が介在するため通常の商品の場合に比べて困難な特殊問題が生じることになる。

真作を取引の目的物とした場合に偽作であることが判明すると、目的物の性状に錯誤が生じていることになり、贋作購入者は、売主を相手取って当該取引の原状回復を求めることになるが、この場合に、買主が売主に対して売買代金の返還を求める主張の根拠とするのは、債務不履行責任、瑕疵担保責任、および錯誤などである。

このうち債務不履行責任については、最三小昭和三七年九月二五日判時三二〇号一四頁が、「原判決の確定した事実によれば、本件売買は特定物の現実売買と認められるから、売主に債務不履行の生ずる余地のないこと、原判決のとおりである。」として上告を斥けており、特定物の現実売買と認められる場合には、売主に債務不履行の生じざる余地はないとしている³⁾。

また、書画骨董の売買においては、特別の事情がない限り、後日偽物であることが明らかになっても、隠れた瑕疵とすることはできないとされており、「書画骨董ノ売買ハ特ニ売主ニ於テ其真物タルコトヲ保証スル等其他ノ什物タル

コトヲ売買ノ要素トスル旨ノ特約ナキ限り總テ其鑑定ヲ買主ノ眼識ニ委スルヲ以テ一般ノ慣習トセルコト当裁判所ニ顯著ナル事実ナルヲ以テ本件売買ノ成立ニ当リ特ニ右ノ如キ慣習ニ反スル合意ナカリシ以上ハ本件売買モ亦一般ノ慣習ニ依拠シテ締結セラレタルモノト解スルノ他ナク」とされてゐる。

さらに、錯誤の主張についても、大審院は、「上告人ハ被上告人ノ覬覦セシメタル画幅中ヨリ自己ノ眼識ニ依リ特ニ選択シ之ヲ買受ケタルモノニシテ自己ノ眼識ヲ度外ニ措キ筆者ノ真実ナルコトヲ以テ売買ノ要件トナシタルニ非ス然レハ其画幅ハ仮令上告人ノ信シタル者ノ真筆ニ非サルニセヨ是唯上告人カ鑑識ヲ誤リタルニ過キスシテ売買行為ノ要素ニ錯誤アルト謂フ可カラサル」としてゐた。

このように、美術品取引における真贋問題に対して、裁判所は従来基本的には非介入の態度を採つてゐたといふことができる。

これに対して、本判決は第一審判決ではあるが(以下本件判決という)、美術商間の取引において、真作の保証がなされたものが贋作と判明した場合において要素の錯誤があつたことを理由として契約の効力を否認するものであり、取引目的物である絵画の真作性がいかなる要件の下に契約の要素になるかについて具体的に検討を加えており、注目するに値するものである。⁽¹⁾ 本件判決においては、(一)動機の錯誤の事例における要素の錯誤の要件、および(二)原告に重過失は存在したかが主な争点になっており、さらに、(三)原告被告の両方が錯誤に陥つていた場合における民法九五条但書きの適用の可否についての判断がなされている。

美術品取引における贋作の問題に関しては恐らく多数の法的紛争が存在していると推測されるが、しかし、裁判所の判決が示される事件は極めて少数であるのが実状である。実社会における贋作の問題を闇の中から白日にさらすためには、被害当事者に法的判断を受けようとするインセンティブが与えられる必要があり、本件判決はそれに値する

価値を有しているということができるといえるが、さらにより多くの問題解決の糸口をみつける必要があると思われる。

二 要素の錯誤に該当するとして契約を無効にして贋作取引の被害者救済が図られたのは、本件が初めてではない。絵画は特定物であり、特定物売買に関する法理の適用によって問題を解決すべしとするのがこれまでの判例・学説の考え方であり、買主の眼識により特定の作品を購入するにいたったのであるので、真作でないことの危険負担は買主が行うとされるとされてきたが、例外的に、要素の錯誤に該当する場合には贋作購入者が救済されることになる。

こうした事例としては、本件判決以外にも次のようなものがある。

① 最判昭和四五年三月二六日民集二四卷三号一五一頁

藤島武二筆の油絵一点、古賀春江筆の油絵一点について、訴外 Z が上告人 (Y) から買い受け、Y は被告上告人 (X) に転売したところ、いずれも偽作であることが判明したもので、YZ 間の売買が無効であることを、転買人 X が主張できると問題となった事件であり、最高裁においては、取引の前提として、真作であることを保証した上でなされた美術品取引の目的物が贋作であることが明らかになつた場合が要素の錯誤に当たるとかの判断がなされた。Z の本業は表具師であるが画商も営んでおり、X から絵画斡旋を依頼され、顔見知りの絵画愛好家の Y から買い受けて X に転売したもので、いずれも署名があり、Z X とともに真筆であると信じており、特に藤島武二筆とされるものについては Y から、出所が確かであるとの説明を受けていた。

最高裁は次のように判示している。すなわち、「原審は、Z は、Y から本件油絵二点を買ひ受けるに際し、Y に対してとくにそれが真作に間違いのないものかどうかを確かめたところ、Y が真作であることを保証する言動を示したので、

これを信じて買い受けたものであるが、右作品はいずれも贋作であつたとの事実を確定し、右事実関係に照らせば、右両者の間の売買契約においては本件油絵がいずれも真作であることを意思表示の要素としたものであつて、Zの意思表示の要素に錯誤があり、右売買契約は要素の錯誤があるものとして無効で、YはZに対して売買代金三八万円を返還すべき義務がある旨判断し」たのは、正当である。

②名古屋地判平成一年二月二一日判夕七二六頁

原告(X)は絵画、版画等の売買を業とする会社であり、昭和六〇年三月頃、被告(Y)の画廊に展示中の三〇〇万円の売り値のついている本件版画を見たところ、Yから「パプロ・ピカソの道化師」で、右下余白のサインもピカソの真筆であるとして購入を勧められ一旦は拒否したが、同画廊を再度訪問した際に再び「本物だから買ってくれ」と勧められたため本件版画を四〇万円にて購入することにした。XはYより本件版画とともに、団体および鑑定人が実在しない保証書が送付された。Xは同月一七日に代金を送金し、同年一二月、訴外Zに本件版画を「ピカソの道化師」として二〇〇万円にて売却したが、真筆ならば七〇〇万円から八〇〇万円が相場であるので真筆ではないとして、Zより契約解除を迫られ同意したもので、Yに対して本件意思表示は要素の錯誤により無効であるので、本件版画と引き換えに不当利得として四〇万円の返還を主張した。

原審ではXの請求は斥けられたが、名古屋地方裁判所は、「Xは本件版画がピカソのオリジナル版画又はエスタンプであり右下余白の署名がピカソの真筆であると信じ、これを前提として本件売買契約を締結したものであり、本件売買契約締結の際少なくとも黙示に右の動機を表示していたものとみられること、本件版画がピカソのオリジナル版画であるか否か、あるいは本件版画にピカソの真筆の署名があるか否かは、本件版画の経済的価値の判定につききわめて重要であることが認められる。・・・(Yは本件版画を一枚一〇万円で購入していること、本件保証書の真否の確認

をしていないこと、本件版画はピカソのカタロググレンゾネには記載されていないことなどから、・・・本件版画がピカソのオリジナル版画ではなく、かつ本件版画の右下余白の署名がピカソの真筆ではないものと認めるのが相当である。・・・そうすると本件売買契約は、要素の錯誤により無効であるものというべきである。」とした。

③東京高判平成一〇年九月二八日判タ一〇二四号二三四頁

画商である X は、平成八年七月、画商の Y から堂本印章作と表示された花鳥の画幅一点を一五〇万円にて購入したが、本件画幅は贋作であることが判明したため、要素の錯誤を理由として代金の返還を請求した事案である。

原審では、「一般に、画幅など古美術品の特定かつ現物の売買において、その物を売買の目的とすることのみが定められ、その他に何ら表示がされない場合は、その作品が真作であることが当然に意思表示ないし契約の要素とならないとはいえないが、真作を目的物とすることが明示又は黙示的に表示され、それを前提として意思表示ないし契約がされた場合には、真作であると解されている。・・・本件売買契約締結の際、Y が明確に本件画幅が真作であることを保証する旨述べた事実を認めるに足りないが、・・・X 代表者及び Y の職業経験、両者の関係、本件売買契約締結の経緯、本件画幅の代金額等によれば、本件画幅が真作であることが明示又は少なくとも黙示的には本件売買契約の要素であったと推認される。」とした。

控訴審の東京高裁においては、次のように判示された。「本件画幅のような美術品の売買に当たってはその真贋が当事者の最大の関心事であるところその真贋ではなく傷や汚れを理由に断念した後に、Y はあえて本件画幅が大観の画幅と同じ家から出たものであるからよい物である旨を説明し、さらに売値もそれが真作である場合の価格の範囲内と見られる二〇〇万円と申し出ていること、両者がともに長年美術商を営んできた・・・こと、両者は一〇年も前から知り合いその間に美術品の取引関係があること、本件売買契約の代金は結局一五〇万円と合意されたこと等前記認

定の事実を総合して判断すると、本件の具体的交渉場においては、Yのした本件画幅が大観の画幅と同じ家から出た旨の説明は、本件画幅が堂本印章の真作であることを別な表現で表示したものであり、また、右説明及び二〇〇万円の売値の申出は、少なくとも本件画幅が堂本印章の真作であることを黙示的に表示したものである。一方、X代表者は、これらのYの言動を真作である旨を表示したものと認識し、かつ、その言動により真作であると信じたからこそ買受けの意思表示に及んだことは明らかといふべきである。そうすると、本件売買契約においては、Yは本件画幅が真作であることを明示し又は少なくとも黙示的に表示して売却の意思表示をしたものであり、X代表者は本件画幅が真作である旨の表示を信じ、かつ、これを前提にして買受けの意思表示をしたものであるから、本件画幅が堂本印章の真作であることは、本件売買契約の要素となつていたことは明らかである。」とする。

本件判決および判例②、③は、いずれも美術商間の高額な絵画取引であり、要素の錯誤の認定に至る前提として動機の表示がなされたかについて具体的な判断をすることなく、真作であることは売買契約ないし意思表示の重要な要素であるとしており、要素の錯誤に該当するかの判断については、少なくとも黙示的には売主による真筆であると保証がなされたこと、贋作であるならば市場価格は著しく低下するので、それを購入することはないとする。

契約目的物が偽作であることが判明した性状錯誤を含む、動機の錯誤が民法九五条といかなる関係にあるのかについては、概略次のように整理することができる。^④

民法起草者は、取引の安全を確保するために錯誤無効が認められる範囲を限定し、動機の錯誤の場合には意思表示は無効にならないとしていた。^⑤

その後、現在の通説的見解の基礎をなしている我妻説は、錯誤は表示の内容と内心の意思(効果意思)とが一致しない場合であり、効果意思は表示行為によつて外部から推断される意思であり、「動機が表示され、相手方がこれを知つ

ている時は、その範囲内における錯誤は、法律行為の内容の錯誤となる」とし、動機について表示されると意思表示の内容となるとした。¹⁰⁾

判例は、当初動機の錯誤は要素の錯誤になり得ないとする立場をとっていたが、学説の動向を踏まえて、最判昭和二十九年一月二六日民集一一号二〇八七頁、最判昭和四五年五月二九日判時五九八号五五頁などにおいて、動機が意思表示の内容として表示されていることを要件として要素の錯誤の成立を認めている。さらに、最判平元年九月一四日判時一三三六号九三頁に見られるように、動機の黙示的表示でも足りるとされている。

判例の採用する動機表示説は批判されており、動機の錯誤と他の錯誤とを区別せず、動機の表示は不要とする説が今日では多数説をなしているとされているが、その他、動機の錯誤は九五条の要素の錯誤には該当しないとする説も提唱されている。¹¹⁾

動機表示不要説においても、さまざまな見解が提唱されているが、動機表示説、動機の錯誤否定説とは異なり、錯誤に陥った当事者の相手方において、その錯誤に関して何らかの認識可能性を有していることを要素の錯誤認定の基準とされている。¹²⁾ このことから、本件のように共通錯誤において、売主が買主に対して真作であることを少なくとも黙示的に保証している場合には、錯誤に陥っている者の相手方に錯誤を惹起する帰責の原因があると認められるのであり、錯誤が認定される前提条件が整えられていることになる。

三 本件判決では、要素の錯誤が認められるかどうかの判断基準として、取引目的物の真贋が重要であるとされている。贋作であるとされると目的物の価値が著しく低下することになることを理由としており、真贋の判断と目的物の市場価格とが連動していることを前提としている。真作であるとする動機が表示されて契約内容になっているとき

れるのは、取引価格が「真作である場合の価格の範囲内で」、高額な価格設定は真作であることを前提になされているとする。

真贋判断が美術専門家でも困難を極めるとするのはこれまで指摘されてきているところであり、そのことからすると、むしろ、端的に法的に問題とされるべきは、契約価格と実際の価格との著しい乖離が要素の錯誤に繋がって行くと考えられるか否かとされるべきであろう。偽作とされる場合についても多様な形態が存在することから、真作と偽作との間の法的なラインを引くこと自体、困難を伴うことになるからである。

美術品市場における特定の作品の評価自体が主観的な要因により変動を余儀なくされるものであるので、一方において客観的な価値判断を市場に委ねながら、真贋問題についての判断を行うことまで裁判所に期待するのは過大であるといわざるを得ず、これまで、裁判所が美術品の真贋を巡る争いに解決を与えることを躊躇してきたのにはそれなりの理由があるといえるが、さらに、裁判所が真贋問題に解決を与えることは、別の問題を発生させる可能性がある。

美術品取引における目的物の真贋問題に関しては、A対非Aという二分法的判断が馴染まない場合があり、特に証拠の優位性からのみ結論を導くことに危険性がある点について、アメリカの判例を検討する。

① Greenberg Gallery v. Bauman 事件¹¹⁾

事件の概要は次のようなものである。すなわち、一九九〇年三月、原告(X)である四名の美術商が、一九五九年に制作されたアレグサンダー・コールドー(Alexander Calder)作とされ、「AC」の署名のある、「リオ・ネロ」と題する動く彫刻を購入した。Xは、当該作品が真作ではなかったとして、当該作品を仲介した美術商と売主である被告(Y)に対して訴えを提起した。

当該作品は次のような経緯で取引がなされている。すなわち、一九六二年、P 画廊の代表者 P は当該作品を A に売却したが、その前に記録写真を撮影した。一九六七年、P は当該作品を A から買い戻すとともに、美術品収集家であった Y の父親に売却した。当該作品は、一度、別のギャラリーに展示された以外は、同氏が一九八七年に死亡するまで、カリフォルニアの自宅に掛けてあった。当該作品を相続した Y は、一九九〇年三月、五〇万ドルにて X に売却したが、それに先立ち、Y は、P 画廊から一九六七年に行われた父親への売買書類を入手し、X に渡すとともに、当該作品を撮影させ、同一性確認のために写真を P 画廊に送付し、P 画廊は、一九六七年の売買を確認した。

一九九〇年一月、X は、当該作品の真作性に疑問を抱くようになり、アレグサンダー・コールダーの作品についての世界的な権威の一人とされている P に鑑定してもらうために、当該作品を P 画廊に送った。P は、真作ではないとの結論を導き出したので、X らは、Y に対して契約の取消を求めたが拒否されたので、詐欺、明示的保証違反、事実に関する要素の錯誤を理由に訴えを提起した。

当該作品が真作ではないとする美術専門家の証言にも関わらず、連邦地方裁判所は、それよりも美術専門家としての格付けの低い者の証言に基づいて判決を下している。同裁判所は、その者の証言の方がより周到だったとし、当該作品の来歴に依り重きを置いた。すなわち、「原作者から現在の所有者に至る所有権のつながりは、芸術の世界では作品の真作性についての説得力ある証拠として承認されている」とする。結論として同裁判所は、当該作品に関する P の意見と彼の優れた鑑定書に重きを置くべきであったにもかかわらず、当該作品を巡る記録と状況証拠が、真作のコールダー作であるとの強い推定を生み出しているとの結論に達した。⁽¹⁶⁾

この事件では、X らは、契約の取消が認められなかっただけでなく、裁判所が当該作品を真作であると認定したことにより、美術市場では真作であるとは評価されず、転売が不可能である作品を抱え込むことになった。⁽¹⁷⁾

Greenberg Gallery v. Bauman 事件において、作品の来歴を重視して真作の推定を行う推論方法は、次の事件においても適用されている。

② Arnold Herstand & Co. v. Gallery 事件⁽¹⁸⁾

この事件は、有名なヨーロッパの芸術家バルチェス(Balthus、フルネームはBalthazar Klossowski de Rola)による「横顔の短いケープ」の真贋問題について二つのアート・ギャラリー間において、絵画の売買の取消しが争われた事件である。

原告(X)は、当該絵画を被告画廊(Y)から購入した後に、パリの画廊経営者である訴外Zに売却している。一九九〇年頃、Zは作者のバルチェスに購入した絵画の写真を見せたところ、作者自身が偽作であると非難し、写真の裏面に「まったくの偽物」と記した。その後二度訪問した際にも、バルチェスは書面で、当該作品に関する同じような写真について自分の作品ではないとした。ZはXとの絵画の売買契約を取り消したので、XがYに対して当該絵画の売買契約の取り消しを主張した。

原審は、「生存している芸術家が作品を偽作もしくは贋作であるとして否定した場合には、その作品は市場価値を失い、取引の目的物とすることはできない⁽¹⁹⁾」とする立場から、「作者の署名と当該絵画が真作ではないとする宣言は芸術作品の生命についての最終的な言葉である」として、Xに対して、事実に関する相互的錯誤を理由に取消を認めている。

控訴審は、Greenberg Gallery v. Bauman 事件を引用し、原審判決を破棄している。

控訴審において、同事件において証言した者が証言しており、芸術作品の「完璧な来歴」は、「真作性の最善の証拠」であるとする。控訴審裁判所は次のように述べる。すなわち、Yは、一九六〇年の後半に、バルチェスと結婚した者

から直接当該絵画を入手しており、当該作品は一九八八年に X に譲渡するまでは継続して手元に置いていたのであり、当該絵画の来歴は真作性を示すものであるとする。²¹⁾

裁判所が作品の真贋の判断を下すと、たとえ真作であるとの判断がなされたとしても、当該作品が市場価値を失う状況が発生することになる。本件判決においては、複合的な観点から判断を行っており、目的物の真贋が美術市場においても明確であることから要素の錯誤を認定しており、こうした問題が生じる可能性は少ないが、危険性は残されているともいえる。

四 本件判決における両当事者は共に画商であり、美術品取引を職業としている者であるが、それに携わっていない者に対して画商が錯誤の主張をする場合には、要素の錯誤の認定において障害となるものはないのであろうか。一の判例①はこうした事例であり、最高裁は、画商が錯誤の主張をする場合に相手が画商であるか否かを特に区別をしてはいないようである。

アメリカ契約法においては、美術商が商人ではない者から美術品を購入してそれが後に偽作であることが判明した場合に、相互的錯誤 (mutual mistake) の法理が特に重要な意味を有するとされている。²²⁾ なぜならば、美術商が美術品取引の素人に美術品を販売した場合には、当該取引から、当該美術品は真作であるとする明示的保証が生まれることが推定されるが、逆に美術商が美術品取引の素人から美術品を購入する取引に、UCC や美術商の美術品取引に明示的保証を課している幾つかの州で制定されている特別な制定法が適用されるかは不明だからである。²³⁾

相互的錯誤の理論が適用されて、美術商が取消と原状回復を請求することが認められた事件には次のようなものがある。

① Feigen & Co. v. Weil 事件⁽²¹⁾

絵画取引の素人である被告(Y)は、母親から贈与された「オパールガラスの花瓶」と題する、「マチス(H. Matisse) 四七」の署名のある、絵画をニューヨークの有名な画廊(X)に売却した。Yは何人もの美術商に適正価格を尋ねて一〇万ドルで売却することとし、Xは第三者Zに当該絵画を一六万五千ドルにて譲渡して、一〇万ドルを被告に送金した。取引時、X、Y双方ともに当該絵画がマチスの真作であると信じ込んでいた。

一年後に、Zはニューヨークの別の画廊に当該絵画を持ち込み、そこがマチスの遺産管理人に問い合わせた結果、偽作であるとの回答を得た。Xは、Zに売買代金を返還する準備を行ったが、Yが一〇万ドルの返還を拒否したので、相互的錯誤に基づく契約の取消を求めた。

ニューヨーク州高位裁判所は、「契約締結における錯誤が相互的であり、かつ重大である場合には、契約の必須要件である『意思の合致』が存在しないのであり、取消の形で救済が認められる。」とする。⁽²²⁾

Yは、Xが適切な形で当該絵画の真作性を確認しなかったことは、真作性に関する「意識的無知」に該当し、相互的錯誤を主張できないとした点については、同裁判所は、X、Yともに、当該絵画が真作であることを信じていたのであり、それが偽作であることのリスクを負うものではなく、「一方当事者が不十分な情報にもかかわらず進めるといふ意識的な判断を行わない場合には、相互的錯誤の意識的無知の例外は適用されない」とした。⁽²³⁾

② Uptown Gallery, Inc. v. Doniger 事件⁽²⁴⁾

原告(X)は、ニューヨーク市の画廊であり、被告(Y)は美術品取引に関与した経験を有しない者で、Xから一枚の絵画を購入して、Xの社長自身がその絵を持参した時に、フランスの画家ベルナル・ビュッフエ(Bernard Buffet) 作と思われる、署名がある一枚の絵画を見て気に入り、Yを説得して当該絵画を一九九〇年に購入した。Xの社長は

Y の家で当該絵画を精査し、来歴についての質問を行い、五万五千ドルにて購入し、Y の送り状においては、ベルナル・ビュッフエ作であることが「合意されかつ承諾された」との記述があった。それ以前の交渉段階において、ベルナル・ビュッフエ作であることが言及され、両当事者ともにそのようなように信じていた。X が当該絵画を転売するために、真作性の証明書を獲得しようとしたところ、偽作であることが判明したため、X は、主に相互的錯誤を理由として、売買代金に加えて利息および費用の返還を請求した。

X 側は、錯誤により合意された取引において不均衡を生じており、被害者に履行することを要求するのは相当ではない程度であり、その錯誤から、契約成立に必要な「意思の合致」が欠如していることは明らかであると主張した。ニューヨーク州高位裁判所は、Fegan 事件に従い、本件は両当事者が重要な事実について不確実ではなく、両当事者ともに、ベルナル・ビュッフエ作の真作であるとの前提で取引を行っているとし、相互的錯誤に基づく原告の主張を認めた。⁽²⁸⁾

以上のところから明らかなように、アメリカ契約法において、契約の目的物が贋作と判明した場合に購入者を保護するために用いられる法理はワランテイの法理であるが、契約の両当事者が契約締結時に重要な事実の存在に関して錯誤にあった場合には、相互的錯誤の法理により、契約締結に関して意思の合致が存在していないことを理由にして契約を取り消すことが認められている。⁽²⁹⁾

このことは、稀観バイオリン取引において偽作であることが判明したことに関する事件である。Smith v. Zimbalist 事件においても明らかにされている。

③ Smith v. Zimbalist 事件⁽³⁰⁾

原告(X)は稀観バイオリンの収集家であり、被告(Y)は国際的にも著名なバイオリニストで、同時に古いイタリア

のバイオリンの収集家でもあった。Yは、Xのコレクションを見るためにX宅を訪問した時に、一台のバイオリンを手にしてストラディバリウス(Stradivarius)であるとし、Xに売値を尋ねた。Xは、それまでは所有しているバイオリンを売ることも考えもしたことはなかったが、五千ドルなら売るといった。Yは、二台目のバイオリンを手にして、グアルネリウス(Guarnerius)であるとし、Xに値段を尋ねたところ、Xは、二台一緒なら八千ドルであると答えた。Yは、購入することに同意し、月払いでの支払を申し出た。作成された契約書では、支払い条件と共に、当該バイオリンがヨセフ・グアルネリウス(Joseph Guarnerius)および一七一七年製のストラディバリウスであることが明記されていた。売渡証(Bill of sale)にもXの署名がなされ、同様に当該バイオリンの名称が記載されていた。

XはYに対して、未払い代金の支払いを求めて訴えを提起した。

取引時点においては、両当事者ともに当該バイオリンが真作であると信じていたが、当該バイオリンは、いずれも偽作であり、三百ドルに満たない価値しかないものであった。裁判所の事実認定では、XはYの購入時点において一切の不実表示もしくは保証を行っていないとされた。

原審裁判所は、売渡書における商品の説明はY側における保証、すなわち売買目的物が説明に適合するものに相当するとしたが、当該取引は、「XとYとの側における相互的錯誤」の結果であり、従ってXは、支払を命じる判決を受ける資格がないとした。

Xは、控訴理由として、「買い主注意せよ(caveat emptor)」の法理を主張し、Yは自らの計算と危険において当該バイオリンを購入したものであり、契約に拘束されるべきであると主張した。

カリフォルニア州控訴裁判所は、合意が取り消し可能なのは、当事者の一方が合意の核心に及ぶ重大な錯誤を行っている場合であるとす。すなわち、「送り状」、もしくは本件における「売渡証」において記述された条項は、保証

に該当するものであり、そのような条項は事実そのような説明と一致し、かつ売主はその記述に拘束される、とする現行の法原理は、当州の(裁判所)・・・において適用されてきている。・・・買主注意せよの厳格なルールは、本件のような事実関係においては適用されないが、そのようなルールにも次のような例外がある。すなわち、動産の売買として意図されたものにおいては、契約当事者は、重要な点において各当事者が善意にて錯誤に陥っているか、もしくは契約の目的物の同一性に関して誤りを犯していると思われる場合には、拘束をされるものではない。・・・強行可能な売買契約は発生していない。」とする。

次の事件では、高額なバイオリン取引に関して目的物が偽作であることが判明したもので、明示的保証の法理に加えて、相互的錯誤の法理が適用されるとした。

④ Bently v. Charles Slavik 事件²³⁾

原告(X)はインディアナ州の住民で、被告(Y)はイリノイ州の住民である。一九八四年一月に、Xはインディアナ大学の掲示板に、Yが一九三五年製のベルナルデル(Auguste Sebastian Philippe Bernarade)のバイオリン(評価は一万五千ドルから二万ドル)を売るとの通知を見て、Yに電話で問い合わせたところ、Yは当該バイオリンが一九三五年製ベルナルデルの本物に間違いはないこと、一万五千ドルから二万ドルの評価がなされていると答えるとともに、実物を見るようにとXを自宅に招待した。

同月二八日、Xは、Yの家を訪問して当該バイオリンを検分し、少なくとも二時間は演奏して観察した。その時に、Yは、当該バイオリンが真作であるとするともに、当該バイオリンの価値を証明する証明書を示した。

Xは、Yの説明と証明書を信じて、一万七千五百ドルにて購入することにし、一万五千ドルは小切手にて支払い、残金は同年二月一五日までに支払うこととした。売渡証には、Yが署名するとともに、「ベルナルデル A.S.P. バイオ

リン」の売買であることが明示されていた。二回目の支払時には、Xが当該バイオリンに満足している旨の手紙が添えられており、購入してから年末までの間に、Xは一日に平均八時間も当該バイオリンを演奏していた。

一九八五年四月頃より、Xは当該バイオリンが偽物かもしれないとの疑いを抱き始め、事実を知った直後にYに対して、当該バイオリンと売買代金の返還を要求したが、Yは拒否した。

Xは当該バイオリンを一九八五年まで使用し続けた。このため、当該バイオリンは大修理を必要とする程で、不完全な修理のため、接着材の付着やひび割れも数カ所見られる上、雑音がする状態で、当該バイオリンは、Xの購入時に比べて劣化していた。

真作性に関する重要な争点につき、Xはバイオリン鑑定と評価について高い評価を得ている専門家二名による証言を提出し、いずれも当該バイオリンがベルナルデルではなく、七五〇ドルから二千ドルまでの価値しかないとした。

一方、Y側は、バイオリン鑑定の専門家ではない、バイオリンと室内楽の大学教授とコンサート・バイオリニストであるYの娘の証言を提出した。

裁判所は、真作性に関してXが提示した証拠の方がより信頼性が高く、証拠の優越性から当該バイオリンはベルナルデルではなく、価値は売却された時点において二千ドルに過ぎなかったと事実認定した。

連邦地方裁判所は、以上の事実認定に基づき、以下の点を中心に法的判断を行っている。

(一) Xは、Yがベルナルデルを引き渡さなかったのは契約違反だとし、これに対して、Y側は取引がなされた当該バイオリンを引き渡したのであり、契約自体もXが一九八四年二月一三日付けのXの手紙によって追認されているとの主張について。

同裁判所は、イリノイ州法の下において明示的保証が設定されたかどうかを判断するためには、売渡証および売買

自体に関連した状況において示されている当事者の意思を考察する必要があり、この判断は事実問題で、「取引の基礎」基準が用いられてきているとする。

提示された証拠から同裁判所は、当該バイオリンをベルナルデルとした説明、ベルナルデルという言葉が繰り返し使用していることにより確認されていること、真作性の証明書を提示していることは、当該取引が一九三五年製のベルナルデルのバイオリンに関するものであるとの基礎的な推定が存在していたのであり、イリノイ州統一商法典二一三一三条一項b号が適用され、同法の下においてYにより保証が創設されており、契約されたバイオリンの引き渡しはなされなかつたのであり、YはXとの間の契約に違反したとする。³³⁾

同裁判所は、Xによる一九八四年二月一三日付けのY宛の手紙は、当該契約を追認するものではなかつたとする。追認は、納得のいく(intelligent)承諾に必要な事実関係についての理解と十分な知識を含んでおり、当該手紙の時点で、Xは、当該バイオリンがベルナルデルではないことを知っているか、知る理由があつた証拠が存在しておらず、追認は起こらなかつた、とする。³⁴⁾

同裁判所は、本件において、売買は終了しているが、保証は残っており、保証違反による契約違反があつたとしており、Xの損害賠償額は、売買代金二万七千五百ドルから市場価格二千ドルを差し引いた、一万五千五百ドルとする。³⁵⁾

(2) 相互的錯誤の主張について。

まず、相互的錯誤に関する第二次契約法リステイトメント一五二条は、「³⁶⁾基本的前提」の錯誤に関するもので、イリノイ州の裁判所においても承認されているとする。

本件において、YからXに売られた当該バイオリンの制作者に関して両当事者に錯誤が存在しており、当該バイオリンがベルナルデルであるとする基本的な前提は、合意された金額、履行の交換に著しい影響を及ぼしていたとする。

さらに、第二次契約法リステイトメント第一五二条一項で言及され、かつ同一五四条コメントcで説明されている、錯誤のリスクをいずれの当事者が引き受けるかについては、同裁判所は、第二次契約法リステイトメント第一五四条b項およびコメントcの検討から、Xが当該バイオリンがベルナルデルではなかったことのリスクを引き受けてはいないことが示されており、いずれの当事者もそのリスクを引き受けるものではないとする。³⁷⁾

結論として、XYの間には、事実に関する相互的錯誤が存在しており、Xは相互的錯誤に基因する既払いの過大な売買代金の返還を請求する権限を有しており、その金額は一万五千五百ドルであるとす。³⁸⁾

五 美術品取引において贋作購入者の保護を図るのは、英米においては保証に関するワランティの法理であるが、「買主注意せよ」の原則が適用されるため基本的には買主が取引上のリスクを負うとされており、逆に売主の側にリスクを負担させるために、アメリカの各州において特別な制定法が制定されている。アメリカ契約法のように、錯誤の主張が認められる範囲が狭い場合には、保証責任を拡大することにより、贋作美術品の取引が抑止されることに繋がっていくことになる。

本件判決は絵画取引においては動機の錯誤であっても、要素の錯誤により救済されることを示しているのであるが、それが美術商間において十分な交渉がなされた高額取引の場合を越えて、どこまでの範囲に及ぶのかは不明である。これまで要素の錯誤が認定されたのは基本的には美術商間の取引の事例に限定されていることは、動機の表示認定が比較的容易であるという事情があるように思われる。本件判決においても、目的物の価格が真作であることを前提とする価格帯にあることに加えて、真筆であるとの説明がなされたこと、目的物の来歴の説明がなされたことなどから、少なくとも黙示的に真作性の保証がなされているとしている。

要素の錯誤の認定においては、表意者の意思形成に相手方がどのように関与しているかが問題となるのであり、要素の錯誤判断における重要な要素は、それ自体、売主の瑕疵担保責任と密接な関係を有しているといえることができる。瑕疵担保責任と錯誤の関係については、判例は錯誤を優先する見解を採用しているとされるので、錯誤による救済の範囲がどこまで及ぶかが重要な問題となるが、むしろ、保証責任を拡大する方向に向かった方が、美術取引の素人が贋作購入の被害者になることを防止する可能性は高いように思われる。

【注】

(1) 美術品の贋作に関する著作は多数あるが、贋作の問題が、歴史的に古くから多様な形態で発生していることについて、瀬木慎一「真贋の世界」(新潮社、一九七七年)、同「迷宮の美 真贋のゆくえ」(芸術新聞社、一九八九年)、三杉隆敏「真贋ものがたり」(岩波書店、一九九六年)参照。

(2) 取引目的物が贋作であることが判明した場合の法的问题全般については、拙著『芸術と法』(尚学社、二〇〇一年)第一章参照。

(3) Brian W. Harvey & Carla J. Shapreau, "Violin Fraud Deception, Forgery, Theft, and Lawsuits in England and America 2nd. ed." (Oxford Uni.Pr.,1997).

(4) この事件は、書画骨董商から、安田靫彦筆「朝顔」の画筆を一〇万円で購入し、三〇万円で転売したところ、贋作であることが判明したため、買主が債務不履行による損害賠償を請求した事件である。第一審の福岡地方裁判所小倉支部は、「被告Yが右画幅を原告に売渡すにつき真筆である旨を告げた事実を認めるに足る証拠はなく、・・・被告等はいずれも本件画幅を真筆であるとして疑念を挟まず、原告も亦その真筆であることを信じてこれを買受けたものであって、右売買にあたって、真筆云々の言葉は全く用いられていないので、ただ特定の画幅として売買されたものであることを是認することができる。されば、本件画幅の売買は無条件無保証でなされた特定物の現実売買であつたといわざるを得ないので

あるが、かような売買にあつては、売買の目的物を買請人に引き渡すことによつて売渡人の債務は完了し、後日それが偽筆であることが判明したとしても、売主に瑕疵担保の責任を生じ、又は意思表示の要素に錯誤があつて売買が無効になるような事態はあり得るにしても、債務不履行の問題を生じる余地はない」(昭和三六年三月一八日)とした。控訴審においても、「既にその特定された物たる本件画幅を給付して、債務の履行を完了したのであるから、仮に目的物が偽筆であるとの瑕疵があつたとしても、債務不履行すなわち履行不能、不完全履行などの生ずる余地はない」とし、「およそ書画骨董の売買、特に多少その経験ある者等の売買にあつては、売主において真筆であることを保証する等して、これを売買の要素とする旨の特約がない限り、真筆の判定は買主の鑑識に委ねられていて目的物の真贋は買主自身が責任を負うべきものである」とする(福岡高判昭和三六年九月九日)。

(5) 東区版大正六年二月六日評論六卷民訴二九二頁。

(6) 大判大正二年三月八日評論二卷民一六一頁。

(7) 本件判決については、武川幸嗣「判批」受新二〇〇三年四月号一〇頁、野口恵三「判批」NBL七五五号九六頁、安永正昭「判批」判時一八一二号一七六頁がある。

(8) 川井健「民法概論1(民法総則)」(有斐閣、一九九五年)一九七頁〜二〇〇頁参照。

(9) 広中俊雄編著「民法修正案(前三編)の理由書」一四四頁以下(有斐閣、一九八七年)。

(10) 我妻栄「新訂民法総則(民法講義I)」(岩波書店、一九六五年)。

(11) 例えば、高森八四郎「法律行為の研究」二六四頁以下(関西大学出版会、一九九一年)。

(12) この説は、意思表示と動機の区別は不可能であり、動機の錯誤は表示に対応する真意が欠如しているのであるから、それが無効となるかどうかは、要素の該当性および重大な過失の認定によつて判断すべきであるとする。錯誤の事案の大多数は動機の錯誤に関するものであり、九五条の適用がないとすると同条存在意義が失われること、他の類型の錯誤と区別して動機の錯誤に表示を要求する根拠がない、意思と動機の区別は困難であることなどを理由とする。川井健注(8)前掲書一九九頁参照。

- (13) 美術品の偽作の類型化が困難であることについて、瀬木慎一注(1)前掲『迷宮の美術 真贋のゆくえ』一七二頁～一七三頁参照。
- (14) 817 F.Supp.167, 1993 U.S.Dist. LEXIS 4067.
- (15) 817 F.Supp. at 173.
- (16) *Id.* at 174.
- (17) R.E.Lerner & J. Bresler, "Art Law 2nd. ed. vol.1" (Practising Law Institute, 1998) at 112.
- (18) N.Y.L.J., May 5, 1995, at 25 (N.Y. Sup.Ct.App. Div.1995), *rev'd and rem'd*, 211 A.D.2d 77, 626 N.Y.S.2d 74 (1995).
- (19) 626 N.Y.S.2d 74, at 75.
- (20) *Id.*
- (21) *Id.* at 76.
- (22) R.E.Lerner & J. Bresler, *supra* note(17) at 104.
- (23) 美術品取引において美術商が保証責任を負うとする、アメリカの州レベルにおける制定法については、注(2)前掲拙著第一章参照。なお、錯誤によって損害を受けた当事者が売主の場合には、大陸法における瑕疵担保責任と機能的には類似している黙示的保証の法理が適用されず、錯誤に依拠するしか法的救済の途はない、とされている(木下毅『英米契約法における錯誤(二・完)』立教法学一八号七二頁(一九七九年))。
- (24) Index No. 13935/90 (Sup.Ct.N.Y.County, Feb. 18, 1992).
- (25) *Id.*
- (26) *Id.*
- (27) Index No.17133/90 (Sup. Ct. N.Y.County, March 9, 1993).
- (28) *Id.*

- (29) 一般に、目的物が当事者の想定していたよりも価値が低いことが判明した場合には、買主は、相互的錯誤よりも保証違反を主張した方が有利であるとされる。その理由は、売主の保証責任の範囲が広いので、買主は救済される可能性が高く、保証違反を理由とする請求は、当該財物が有していたであろう価格を基礎にするのに対して、錯誤無効を理由とする請求は、原状回復に限定されるからである。なお、保証責任と錯誤無効の主張は排他的ではないので、買主はいずれかを選択して主張することができるとされている。E.A.Fransworth "Fransworth on Contract 2nd ed. vol.II" (Aspen Pub., 1998) at 574. 参照。
- (30) 2 Cal. App. 2d 324, 38 P.2d 170 (1934).
- (31) Id. at 173-174.
- (32) Karen Bently v. Charles Slavik & Rosemary Slavik, 663 F.Supp. 736, 1978 U.S. Dist. Lexis 6205.
- (33) 663 F.Supp. 736, at 740.
- (34) Id.
- (35) Id. at 741.
- (36) 第二次契約法リステイメント第一五二条一項は、「契約締結時における両当事者の錯誤が、契約締結の基本的前提に関するもので、合意された履行の交換に重大な影響を及ぼす場合には、一五四条で規定されたところの適用を受けて錯誤の危険を引き受けていない限り、不利益を被る当事者は当該契約を取り消すことができる。」と規定している。
- (37) 663 F.Supp. 736, at 741. 第二次契約法リステイメント第一五四条のコメントcにおいて、「意識的無知」は、後に相互的錯誤の主張の基礎になった一定の事実に関して認識がなかったとする、合意以前における契約当事者の意識とされておき、契約以前に不確実性を意識していた当事者は、事実の錯誤を主張することができないとする (Id.)。
- (38) Id. at 742. なお、「カデンツァ」として、連邦地方裁判所は次のように付け加えている。「本件によって当該裁判所は、古典音楽家とその楽器と一緒に成長する関係を観察することになった。Xは、バイオリンを『生きている』、『息を吐いている』とし、『精神』を所有しているとする。Yは、三三年以上所有していた当該バイオリンを管理したことを自信をもつ

て熱っぽく語った。この争いが、単なる商取引以上のものであることは明らかである。

同情を覚えるのであるが、法はそのような感情を和らげるだけのものを備えていない。裁判所は、その問題に一步引いた冷静な目で取り組まなければならない。しかし、この冷静さこそが、音楽のそれに類似した、訴訟当事者が愛して止まない時空を越えた特質を与えているのである。法の公平無私は、法に一貫性を与え、一貫性はまた逆に法に持続性を与えることになる。古典的な音楽作品が単純なメロディーに基礎付けられているのと丁度同じように、本件における法は一貫したルールに基礎を置くものである。すなわち、ある物について売主が行った説明は、販売された目的物は述べられた通りであるとする保証に該当する、というものである。上記の決まり文句に戻れば、売買は終わったが、保証は残っているのである。」(14)

(39) 判例が、選択可能性説に立っていると理解するものに、広中俊雄『債権各論講義第六版』(有斐閣、一九九四年)八〇頁、半田吉信『担保責任の再構成』(三嶺書房、一九八六年)一六〇頁がある。

(やまぐち やすひろ・本学法学部教授)